

●市税条例の一部改正

長期および短期譲渡所得に係る個人市民税の課税の特例について市税条例の一部を改正することが議決されました。

●敬老年金条例の一部改正

日光市敬老年金の受給資格を八十才から七十八才に引き下げる事が議決されました。

市営キャンプ場など

施設使用料を改正

●市営キャンプ場条例の一部改正  
市営キャンプ場の使用料を次のように引き上げることが議決されました。( )内は旧料金

天幕  
六名用 一日一張につき四〇〇円(三〇〇円)  
市外者六〇〇円(四〇〇円)

十名用 一日一張につき六〇〇円(新規)  
市外者九〇〇円

天幕持参者の土地使用料  
一日一人につき五〇〇円(三〇〇円)市外者七〇〇円(五〇〇円)

貸毛布使用料  
一日一枚につき五〇〇円(新規)

●公園条例の一部改正

日光市公園条例のうち野球場、ゴルフ場の使用料を次のように改正することが議決されました。( )内は旧料金

●農業共済条例の一部改正

共済金額を、一〇アル当り水稲八〇〇円(旧六〇〇円)、陸稲七〇〇円(六〇〇円)、麦四〇〇円(三五〇円)に引き上げることが議決されました。

●日光地区広域行政事務の四十四年度決算

日光地区結核予防組合など、

野球場

入場料を徴収する場合  
最高入場料金の一〇〇人分(同額)

入場料を徴収しない場合  
一日八〇〇円(八〇〇円以内)半日四時間四〇〇円(四〇〇円以内)練習その他一時間一〇〇円(一〇〇円以内)

庭球場  
コート一時間一〇〇円(一〇〇円以内)(定期使用は廃止)

ゴルフ場  
コース一人九ホール二〇〇円(税を含む(同額))  
クラブ一本五〇〇円(一〇〇円以内)ゴルフシューズ一足五〇〇円(一〇〇円以内)ロッカー一回五〇〇円(五〇〇円以内)

陸上競技場  
トラックとサッカー場を分けて料金が定められました。金

●44年度一般・特別会計補正予算

八二四万六千円(一般会計)など可決  
44年度一般・特別会計補正予算  
四十四年度の一般・特別両会計の補正予算が次のように議決されました。

●一般会計  
稲作特別対策事業補助金六四萬八、〇〇〇円、失業対策費一、二七万四、〇〇〇円など、歳入歳出それぞれ八二四万六、〇〇〇円になりました。

●国民健康保険費  
療養給付費一、一七九万二、〇〇〇円など、総額一、二三一万五、〇〇〇円が追加され、総予算額は一億一、九三二万九、〇〇〇円になりました。

●農業共済事業費  
総額七八万一、〇〇〇円が追加され、予算総額は五〇五万三、〇〇〇円になりました。

●霧降高原リフト事業会計  
事業収益を一、二〇九万八、〇〇〇円減額し、同額を一般会計から出資されます。

●市営住宅条例の一部改正  
市営住宅広久保団地に四十四年度に建設された住宅の家賃が次のとおり議決されました。

●市営住宅広久保団地に四十四年度に建設された住宅の家賃が次のとおり議決されました。

●市営住宅広久保団地に四十四年度に建設された住宅の家賃が次のとおり議決されました。

●市営住宅広久保団地に四十四年度に建設された住宅の家賃が次のとおり議決されました。

歳出 七六五万六、一二一円  
差引残額 六九万一、〇四五円  
※日光地区養護老人ホーム利用組合決算額

歳入 八九二万一、五六三円  
歳出 六三八万五、四一二円  
差引残額二五三万六、一五一円  
残額はいずれも日光地区広域行政組合へ繰越されました。

●市営住宅広久保団地に四十四年度に建設された住宅の家賃が次のとおり議決されました。

●市営住宅広久保団地に四十四年度に建設された住宅の家賃が次のとおり議決されました。

●市営住宅広久保団地に四十四年度に建設された住宅の家賃が次のとおり議決されました。

●市営住宅広久保団地に四十四年度に建設された住宅の家賃が次のとおり議決されました。

●市営住宅広久保団地に四十四年度に建設された住宅の家賃が次のとおり議決されました。

●市営住宅広久保団地に四十四年度に建設された住宅の家賃が次のとおり議決されました。

●市営住宅広久保団地に四十四年度に建設された住宅の家賃が次のとおり議決されました。

●市営住宅広久保団地に四十四年度に建設された住宅の家賃が次のとおり議決されました。

●45年度一般・特別会計予算  
新年度の一般・特別両会計の予算が、それぞれ議決されました。(詳細2頁 5頁)

●中宮祠上水道新設および拡張工事の計画変更  
総工費六、六五〇万円、四十五年度から三年継続で、中宮祠上水道の新設と拡張工事を行なうことが議決されました。

●請願  
①所野地区道路の開発、橋梁整備に関する請願(継続審査)  
②山久保、善法地区通学スクー

●陳情  
①日光湯元温泉街区域の、道路の舗装促進に関する請願(採択)

●陳情  
①日光湯元温泉街区域の、道路の舗装促進に関する請願(採択)

●陳情  
①日光湯元温泉街区域の、道路の舗装促進に関する請願(採択)

●陳情  
①日光湯元温泉街区域の、道路の舗装促進に関する請願(採択)

●陳情  
①日光湯元温泉街区域の、道路の舗装促進に関する請願(採択)

●陳情  
①日光湯元温泉街区域の、道路の舗装促進に関する請願(採択)

●陳情  
①日光湯元温泉街区域の、道路の舗装促進に関する請願(採択)

45年度の固定資産税(土地)等のお知らせ

今年度は、土地の評価替えを実施しましたが、この結果を直ちに課税に反映させることは、税負担の激変をきたすこととなりますので、これを緩和するため、45年度以降の固定資産税と都市計画税について、前年度の税負担を基礎とした、負担調整措置が、税制調査会の答申にもとづいて、現在国会で審議されていますので、その内容をお知らせします。

昭和45年度の宅地等(農地を除く)にかかる負担調整措置

○固定資産税		○都市計画税	
税額=前年度分の課税標準額×負担調整率×税率		税額=前年度分の課税標準額×負担調整率×税率	
上昇率=昭和45年度の評価額/昭和38年度の評価額		上昇率=昭和45年度の固定資産評価額/昭和44年度の固定資産評価額	
負担調整措置(固定資産税)		負担調整措置(都市計画税)	
上昇率	負担調整率	上昇率	負担調整率
3倍未満	1.1	2倍未満	1.3
3倍以上8倍未満	1.2	2倍以上4倍未満	1.6
8倍以上25倍未満	1.3	4倍以上	1.9
25倍以上	1.4		

- 今月は、固定資産税と都市計画税の納期ですが、法改正が遅れた場合は第1期に限り5月に延長される場合もあります。
- 事務の能率化を図り、46年度から電子計算機で処理する予定ですので、書類整備のため、第1期の納付書には、フリガナ(カタカナ)をふって納付ください。